令和４年度（２０２２年度）緩和ケア提供体制発展事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　熊本県における緩和医療の充実を図るため、緩和ケアに関する知識を持った多施設・多職種の人材を育成し、在宅を含む各地域で緩和医療・緩和ケアを展開できる体制の構築に取り組む熊本大学病院に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付申請）

第２条　要項第３条の交付申請書の提出期限は、別に定める。

２　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、別記様式第１号によるものとする。

３　要項第３条第２項第３号のその他必要とする書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　経費所要額調書（別記様式第２号）

⑵　支出予定額内訳（別記様式第３号）

⑶　その他参考となる資料

（補助金の交付の条件）

第３条　熊本県補助金等交付規則第５条第１項第３号のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

⑴　事業により取得した財産の価格が単価５０万円以上の備品については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成２０年厚生労働省告示第３８４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

⑵　知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑶　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

⑷　要項第１２条第１項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（変更交付申請）

第４条　要項第５条第２項の事業変更計画書は、別記様式第１号を準用する。

（申請の取下げ）
第５条　要項第６条の申請の取下げをすることのできる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して５日を経過した日までとする。

（実績報告）
第６条　要項第９条第２項第１号の事業実績書は、別記様式第４号によるものとする。
２　要項第９条第２項第３号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
⑴　経費所要額精算書（別記様式第５号）
⑵　支出額内訳（別記様式第６号）
⑶　その他参考となる資料
３　要項第９条第３項の実績報告書の提出期限は、事業完了後３０日を経過した日又は令和５年（２０２３年）３月３１日のいずれか早い日とする。

附　則
この要領は、令和４年（２０２２年）１０月１１日から施行し、令和４年（２０２２年）４月１日から適用する。

別記様式第１号

令和４年度（２０２２年度）緩和ケア提供体制発展事業　実施計画書

事業者名：

必要性及び目的	
事業内容	
１　緩和医療の多職種人材育成と他施設による組織の体制整備	
２　緩和ケアの普及啓発事業	
３　地域緩和ケア連携調整体制の整備	

別記第2号様式（第2条、第4条関係）

経費所要額調書

施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C	対象経費の支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助所要額 G	備考
国立大学法人熊本大学熊本大学病院	円	円	円	円	円 23,825,000	円	円	

（留意事項）

1 「総事業費A」欄は、本事業に係るすべての経費を合計した額を記入すること。

2 「対象経費の支出予定額D」欄は、本補助対象経費の額を記入することとし、別記様式第3号「支出予定額内訳」の合計と一致すること。

3 「選定額F」欄は、「差引額C」と「対象経費の支出予定額D」と「基準額E」を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

4 「県補助所要額G」欄は、「選定額F」の額を記入し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

別記様式第３号

令和４年度（２０２２年度）緩和ケア提供体制発展事業　支出予定額内訳

対象経費	支出予定額内訳
報酬 給料※ 職員諸手当※ 共済費※ 会議費 賃金 報償費 旅費（国内旅費） 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、保守料、広告料） 委託料 使用料及び賃借料 負担金 備品購入費 ※給料、職員諸手当及び共済費については、４の事業に従事する、医師に限る。	
対象経費合計	円

別記様式第４号

令和４年度（２０２２年度）緩和ケア提供体制発展事業　事業実績書

事業者名：

支出額	円（左記金額の内訳は別紙）
事業内容	
１　緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備	
２　緩和ケアの普及啓発事業	
３　地域緩和ケア連携調整体制の整備	
事業の効果	今後の課題

別記第5号様式（第6条関係）

経費所要額精算書

施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 F	県補助基本額 G	県補助所要額 H	県補助交付決定額 I	県補助受入済額 J	県補助額 K	差引過不足額 L
国立大学法人熊本大学熊本大学病院	円	円	円	円	円 23,825,000	円	円	円	円	円	円	

（留意事項）

1 「総事業費A」欄は、本事業に係るすべての経費を合計した額を記入すること。

2 「対象経費の実支出額D」欄は、本補助対象経費の額を記入することとし、別記様式第6号「支出額内訳」の合計額と一致すること。

3 「選定額F」欄は、「差引額C」と「対象経費の実支出額D」と「基準額E」を比較して、最も少ない方の額を記入すること。

4 「県補助基本額G」欄は、「差引額C」と「選定額F」を比較して、少ない方の金額を記入すること。

5 「県補助所要額H」欄は、「選定額F」の額を記入すること。

6 「県補助額K」欄は、「県補助所要額H」と「県補助交付決定額I」を比較して少ない方の額を記入すること。

7 「差引過不足額L」欄は、「県補助受入済額J」から「県補助額K」を差し引いた額を記入すること。

別記様式第６号

令和４年度（２０２２年度）緩和ケア提供体制発展事業　支出額内訳

対象経費	支出額内訳
報酬 給料※ 職員諸手当※ 共済費※ 会議費 賃金 報償費 旅費（国内旅費） 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費） 役務費（通信運搬費、保守料、広告料） 委託料 使用料及び賃借料 負担金 備品購入費 ※給料、職員諸手当及び共済費については、４の事業に従事する、医師に限る。	
対象経費合計	円